●成年後見制度等問い合わせ先一覧●

全般について

尼崎市成年後見等支援センター　北部（塚口さんさんタウン１番館５階）
電話　06(4950)0614　Fax　06(6428)5129
南部（出屋敷リベル５階）
電話　06(6415)6291　Fax　06(6430)6857

尼崎市保健福祉センター　福祉相談支援課
北部（塚口さんさんタウン１番館５階）
電話　06(4950)0496　Fax　06(6428)5109
南部（出屋敷リベル５階）
電話　06(6415)6276　Fax　06(6430)6807

高齢者関係　地域包括支援センター

中央地区	中央東地域包括支援センター	電話　06(4868)8300	Fax　06(4868)8303
	中央西地域包括支援センター	電話　06(6430)5615	Fax　06(6430)7720
小田地区	小田南地域包括支援センター	電話　06(6488)0180	Fax　06(6488)0190
	小田北地域包括支援センター	電話　06(6498)5111	Fax　06(6492)1100
大庄地区	大庄南地域包括支援センター	電話　06(6417)0125	Fax　06(4950)4715
	大庄北地域包括支援センター	電話　06(6430)0511	Fax　06(6430)0512
立花地区	立花南地域包括支援センター	電話　06(6428)7112	Fax　06(6423)0130
	立花北地域包括支援センター	電話　06(6433)1001	Fax　06(6433)1002
武庫地区	武庫東地域包括支援センター	電話　06(4962)5308	Fax　06(4962)5309
	武庫西地域包括支援センター	電話　06(6438)3955	Fax　06(6438)3956
園田地区	園田南地域包括支援センター	電話　06(6494)8087	Fax　06(6494)8086
	園田北地域包括支援センター	電話　06(6498)0826	Fax　06(6498)0909

※最新の連絡先は尼崎市ホームページのページ番号「1004095」で検索してください。

障害者関係　相談支援事業所

知的障害	たじかの園	電話　06(6423)0210	Fax　06(6423)8151
	三田谷学園	電話　06(4950)5811	Fax　06(4950)5828
	ななくさ清光園	電話　0798(56)1700	Fax　0798(56)1701
	相談支援センターことのは	電話　06(4950)6150	Fax　06(4950)0245
精神障害	ポルタ	電話　06(4256)7993	Fax　06(4256)6997
	サポートセンターさくら	電話　06(6430)9225	Fax　06(6491)3837

成年後見制度の申立てをしたい（家事相談）

神戸家庭裁判所尼崎支部　電話　06(6438)3781

任意後見制度について・公正証書の作成について

阪神公証センター　電話　06(4961)6671　Fax　06(4961)6685

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）について

尼崎市社会福祉協議会
（尼崎市成年後見等支援センター）北部（塚口さんさんタウン1番館5階）電話　06(4950)0614
南部（出屋敷リベル5階）　電話　06(6415)6291

令和６年３月

成年後見制度を利用するために

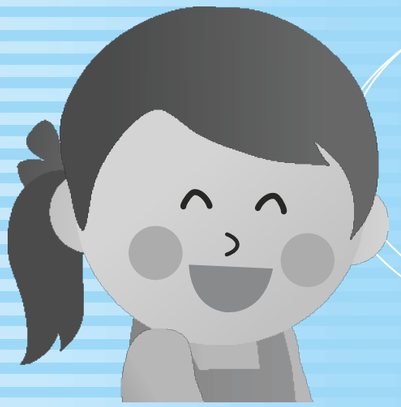

成年後見制度が必要な場合とは？

認知症や知的・精神障害等のために判断能力が不十分である人には、次のように、本人に代わって契約や相続の手続きを行うことが必要な場合があります。
〈成年後見人の選任が必要な場合（例）〉
●福祉サービスの契約等の締結　●不動産の管理・処分
●財産管理・身上監護　●相続放棄　●遺産分割協議

成年後見制度を利用するには？

家庭裁判所に申立てをします。本人の親族以外に、弁護士・司法書士等の専門家や、複数の人、法人を選任することも可能です。専門家等が後見人を務める場合、本人の財産から報酬を支払う必要がありますが、その金額については、後見人等の支援内容等に応じて家庭裁判所が決定します。報酬の支払いが難しい方は、市より助成を受けられる場合があります（成年後見制度利用支援事業）。

その他の制度として、将来判断能力が不十分になったときに備え、判断能力がある間に自分で将来の後見人を選ぶ**任意後見制度**や、成年後見制度の利用に至らないが、判断能力に不安がある方へ日常的な金銭管理等の支援を行う**日常生活自立支援事業**などがあります。

尼　崎　市

成年後見制度の利用手続きの流れ

判断能力が不十分な人が
例えば
家を売りたい
福祉サービスなどの契約をしたい
けれども
一人でできない…

判断能力が十分な人が
将来自分でやっていけるか不安…

任意後見制度を利用

判断能力が不十分になったら

申立て

申立先　本人の住所地の家庭裁判所

申立権者　本人、配偶者、４親等内の親族、検察官、任意後見人、任意後見監督人、市町村長（注）等
（注）本人を含め、４親等内の親族による申立が困難な場合など

申立に必要なもの

- ●申立書　●収入印紙（申立手数料：１件800円）　●郵便切手（3,000～5,000円）
- ●登記用収入印紙（2,600円・任意後見は1,400円）　●戸籍謄本（本人）
- ●住民票（本人及び成年後見人等候補者）　●成年後見に関する登記事項証明書（本人）
- ●本人情報シート　●診断書（医療機関によって費用は異なる）など

審判手続

調　査　家庭裁判所調査官が事情を尋ねたり、問い合わせします。

鑑定・診断　本人の判断能力について判断します。

類　型	法定後見		
	補助	保佐	後見
書　類	診断書	鑑定書	
依頼先	医　師（申立人が自分で依頼）	鑑　定　人（裁判所より指定）	
費　用	鑑定料より低額	3～10万円程度	
期　間	鑑定より短期間	1～2ヶ月程度	

審判

審　問　必要に応じ家事審判官が直接事情を尋ねます。
申し立てた類型や同意・取消権、代理権が適切かどうか結果がでます。

援助開始

家庭裁判所から任ぜられた人が身の回りに配慮しながら財産の管理等を行います。
※審判内容は戸籍には記載されません。
東京法務局の後見登録課で全国の成年後見登記事務を取り扱っています。

任意後見制度とは？

本人が契約締結に必要な判断能力がある間に、将来判断能力が失われた時に備え、あらかじめ自分で後見人になる人を選んでおき、自分に必要な法律行為を行ってもらうことを契約しておく制度です。

自分の生活、療養看護、財産管理に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する契約となります。本人の判断能力が低下し、家庭裁判所より任意後見監督人が選任された時点から契約の効力が発生します。

必要書類　印鑑登録証明書（本人及び任意後見人候補者）、住民票（本人及び任意後見人候補者）、戸籍謄本（本人）

費　用　公正証書作成の基本手数料11,000円、登記嘱託手数料1,400円、登記所に納付する印紙代2,600円　その他本人に交付する正本等の証書代、郵便切手等

相談・手続先　公証役場（尼崎市内では、阪神公証センター　電話06-4961-6671）

成年後見制度の類型

	類　型	補　助	保　佐	後　見
機関名	本　人	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	援助者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
開始の要件	対象となる人	精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）によって、利害の得失を判断、理解する能力が不十分な人	精神上の障害によって、利害の得失を判断、理解する能力が著しく不十分な人	精神上の障害によって、利害の得失を判断、理解する能力を欠くのが通常の状態にある人
	鑑定の要否	原則、診断書等でよい	原則として鑑定が必要	
開始手続	請求できる人	本人、配偶者、４親等内の親族、他の類型の援助者・監督人、検察官、任意後見の受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長		
	本人の同意	必要	不要	
同意・取消権	付与される範囲	特定の法律行為（申立の範囲内）（日常生活に関する行為を除く）	民法第13条1項に定める行為（日常生活に関する行為を除く）	日常生活に関する行為を除く（取消権のみ）
	本人の同意	必要	不要	
	取り消せる人	本人と補助人	本人と保佐人	本人と成年後見人
代理権	付与される範囲	特定の法律行為（申立の範囲内）		財産に関するすべての法律行為
	本人の同意	必要		不要
援助者の事務	職　務	同意権・取消権、代理権の範囲における本人の生活、療養看護および財産に関する事務		本人の生活、療養看護および財産に関する事務
	一般的な事務	本人の意思の尊重と本人の心身の状態および生活の状況に配慮		

事例　訪問販売被害に遭う高齢者

軽度認知症の80代独居女性。訪問販売で被害に遭うことが多かった。長男が申立てを行い補助人に選任され、10万円以上の商品購入について同意権を付与された。その結果本人が長男に断りなく10万円以上の商品を購入してしまった場合、長男がその契約を取り消すことができるようになった。

日常生活自立支援事業の活用（福祉サービス利用援助事業）

判断能力が不十分なものの、契約を交わすことについては理解でき、成年後見制度の利用には至らない人に向けて、社会福祉協議会が実施しています。

対象者　判断能力に不安のある高齢者・知的障害者・精神障害者等

利用方法　社会福祉協議会が本人の利用意思を確認し、本人と契約

支援内容
1　福祉サービスの利用援助
2　日常的な金銭管理
3　通帳・印鑑・書類の預かり（ただし、預かる通帳の限度額は50万円程度）

相談先　尼崎市社会福祉協議会（尼崎市成年後見等支援センター）　北部　電話　06-4950-0614
南部　電話　06-6415-6291

成年後見制度利用支援事業

申立てにかかる費用や後見人等の報酬を負担できない場合に、市がそれらの経費を助成します（助成の申請は、北部福祉相談支援課へ）。また成年後見制度の利用が必要でありながら、申立てをする人がいないなどの場合に、市が申立てを行います。

相談先　尼崎市保健福祉センター　福祉相談支援課　北部　電話　06-4950-0496
南部　電話　06-6415-6276